



狛江市告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、調布都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月24日

狛江市長

松原俊雄



1 都市計画の種類

調布都市計画地区計画

2 名 称

岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画

3 位置及び区域

狛江市岩戸北一丁目、岩戸北二丁目、岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地内

4 縦 覧 場 所

狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5階）

調布都市計画地区計画の決定（狛江市決定）

都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画
位 置	狛江市岩戸北一丁目、岩戸北二丁目、岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地内
面 積	約 15.5ha
地区計画の目標	<p>本地区は小田急電鉄小田原線喜多見駅から至近にあり、駅前には商店街が形成され、その周辺には住宅地が広がっている。また、地区内の調布都市計画道路3・4・16号線（以下「調3・4・16号線」という。）は、令和3年に市が事業認可を取得し整備を進めている。中層共同住宅の立地が進み、土地利用転換に合わせた都市基盤整備が課題となっているほか、建物が密集した区域や幅員4m未満の狭い道路及び通路が存在し、道路に近接して建築された建物も見られることから、これらを解消するため生活道路網の形成や防火規制等による防災性の向上が求められている。</p> <p>「狛江市都市計画マスタープラン（令和4年12月）」において、調3・4・16号線は、市内全体の円滑な移動空間の確保や活性化に資する主要な幹線道路であり、特に本市の防災性の向上に効果を発揮する道路として整備推進を図る重要目的道路軸に位置づけられている。また、狛江市内の3駅周辺（小田急線沿線の一帯）はにぎわいゾーンに位置付けられ、各駅周辺において拠点を形成しながら、それらが連携し、商業・業務系施設の集積や、まちなか居住等を促進することで、中心地にふさわしいにぎわいのある一帯の形成を目指すこととしている。喜多見駅周辺は地域交流拠点に位置付けられ、通勤・通学の交通結節点や日常生活の活動の場となるよう、利用頻度の高い商業・金融・医療・福祉等の都市機能の維持及び誘導を図ることにより、利便性の高い拠点の形成を目指すこととしており、さらに、調3・4・16号線の東側はにぎわい商業・業務地区として、都市機能の誘導や中高層の住宅利用等の複合的な土地利用を図り、にぎわいを創出することとしている。また、調3・4・16号線の西側は中高層住宅地区に位置付けられ、拠点周辺にふさわしい中高層建築物（住宅及び店舗等）の誘導を図ることとしている。</p> <p>防災上の位置づけとして、東京都の「防災都市づくり推進計画（令和2年3月改定）」において、岩戸北四丁目は「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」として抽出されているほか、調布都市計画道路3・4・3号線（以下「調3・4・3号線」という。）は東京都の特定緊急輸送道路及び主要延焼遮断帯に指定されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本地区では、調3・4・16号線の整備に合わせ、良好な土地利用及び生活道路網の形成を誘導し、ゆとりある良好な住環境の保全・形成を図りつつ、駅周辺及び幹線道路沿道において地域交流拠点にふさわしい都市機能の充実を目指すとともに、安全で緑豊かなゆとりある中高層住宅地の形成を目指す。また、防災上重要な位置付けを担う地区として、安全で良好な都市環境の形成を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>本地区を以下の7つに区分して定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅地区Ⅰ・Ⅱ 基盤整備の充実による防災性に優れた良好な住宅地を目指す。 2 地域交流地区Ⅰ 地域の日常生活を支える都市機能の充実を図る。 3 地域交流地区Ⅱ 日用品や飲食店をはじめとする商業・業務及び居住機能の立地を促進し、地域の憩いの場を設け、地域の日常生活を支える都市機能の充実を図る。
土地利用の方針	

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	4 幹線道路沿道地区Ⅰ 調3・4・16号線整備に伴い、後背地の住環境に配慮しつつ、街路沿道の景観形成、良好な居住機能や地域の日常生活を支える都市機能の充実を図る。
		5 幹線道路沿道地区Ⅱ 調3・4・3号線沿道において、後背地の住環境に配慮し、良好な居住機能や地域の日常生活を支える都市機能の充実を図る。
	6 住商共存地区 後背地の住環境に配慮し、良好な居住機能や地域の日常生活を支える都市機能の充実を図る。	
地区施設の整備の方針	1 土地利用転換等に合わせた都市基盤整備 (1) 調3・4・16号線の整備に合わせた歩行者空間の形成及び地域の防災性向上のため、広場の整備を図る。 (2) 調3・4・16号線の整備と合わせ、幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備、開発行為、道路位置指定等により整備された区画道路等を適切に維持し、幅員4m以上の適切な生活道路網の形成を図る。 (3) 地域に重要な生活道路を生活中心道路に位置付け、調3・4・16号線及び区画道路とのネットワークを形成することにより、地域の交通上の安全性や防災性の確保を図る。 (4) 開発行為、道路位置指定等により整備された行き止まり道路の奥敷地においては、災害時の二方向避難経路の確保を図る。 2 将来的に地区整備計画への位置づけを検討する事項 一の橋通り及び市道609号線は、地域の交通上の安全性や防災性の向上に資する生活中心道路としての機能を最大限に發揮するため、将来的に拡幅を検討する路線とする。	
建築物等の整備の方針	ゆとりある良好な住環境の保全及び形成を図りつつ、駅周辺及び幹線道路沿道において地域交流拠点にふさわしい都市機能を充実していくため、以下の制限を地区整備計画に定める。 (1) 建築物等の用途の制限 地域の日常生活を支える適切な商業・業務機能及び沿道サービス機能の立地を誘導するため、建築物等の用途の制限を行う。 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 ゆとりのある住環境を確保し、建物の密集及び道路への近接状態を解消するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 壁面の位置の制限 快適でゆとりのある市街地を目指し、建物の密集及び道路への近接状態を防ぎ、日照・通風等の確保及び緑空間を創出するため、区画道路に沿った建築物等の壁面の位置の制限を定める。また、防災性及び交通上の安全性の向上を図るため、隣地境界線からの壁面の位置の制限を定め、区画道路、生活中心道路又は都市計画道路が交差する角敷地においては、隅切りの確保を行う。 なお、一の橋通り及び市道609号線の沿道は、将来的な拡幅の検討と併せ、適切な壁面の位置の制限を検討するものとする。 (4) 壁面後退区域における工作物の設置の制限 隅切りにおける交通上の安全性を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (5) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定に適合するものとする。 (6) 垣又は柵の構造の制限 地震に対して安全な住環境の形成を図るよう、垣又は柵の構造の制限を定め、高さの高いブロック塀を制限し、地区特性に応じた敷地の緑化を誘導する。	

地区整備計画	その他当該地区的整備、開発及び保全に関する方針	1 幅員 4 m未満の道路については、幅員 4 m以上確保することを目指す。 2 未接道宅地については、特定行政庁との連携等により、速やかな解消を図る。 また、上記により解消できない未接道宅地においては、建て替えの際に、共同化事業等による適切な接道の確保を図る。 3 方針附図に示す範囲内には、地域の交流の促進や防災性の向上に資するオープンスペースの確保を図る。				
		位 置 猪江市岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地内				
		面 積 約 4.1ha				
	道路	種類	名 称	幅 員 () 内は区域外を含めた全幅員を示す。	延 長	備 考
		区画道路 1 号	4.0m	約 16m	既設	
		区画道路 2 号	4.0m	約 25m	既設	
		区画道路 3 号	4.0m	約 23m	既設	
		区画道路 4 号	4.5m	約 20m	既設	
		区画道路 5 号	2.0m (4.0m) ~12m	約 22m	拡幅	
		区画道路 6 号	4.0m	約 20m	拡幅	
		区画道路 7 号	4.0m	約 23m	既設	
		区画道路 8 号	4.0m	約 23m	既設	
		区画道路 9 号	4.0m	約 27m	既設	
		区画道路 10 号	4.0m	約 23m	拡幅	
		区画道路 11 号	4.0m	約 23m	拡幅	
		区画道路 12 号	4.0m	約 26m	既設	
		区画道路 13 号	2.0m (4.0m)	約 21m	既設	
	その他の公共空地	生活中心道路 1 号	7.28m	約 35m	既設	
		名 称	面 積			備 考
		広場 1 号	約 10 m ²			新設
		広場 2 号	約 290 m ²			新設
		広場 3 号	約 130 m ²			新設

地区整備計画	地区の区分	名称	幹線道路沿道地区Ⅰ	幹線道路沿道地区Ⅱ
	面積		約 2.6ha	約 1.6ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。	
	(1) 工場 (2) トランクルーム (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎（15 m ² を超えるもの） (6) 納骨堂（ただし、神社・寺院・教会等の建築に付属するものは除く）		(1) トランクルーム (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎（15 m ² を超えるもの）	
建築物等に関する事項		1 70 m ² とする（近隣商業地域内の敷地は除く）。 2 前項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合又は同項の規定の施行の際、その全部を他の敷地と合筆して使用する場合においては、適用しない。 ただし、前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。 3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日以降、道路法（昭和27年法律第180号）若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合又は同項の規定の施行の際、その全部を他の敷地と合筆して使用する場合においては、適用しない。ただし、第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。 4 第1項の規定は、良好な居住環境を保全する上で支障がなく、やむを得ないと市長が認めて許可したものについては、適用しない。		

地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、区画道路の道路境界線（道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の場合は、その中心線からの水平距離2.0mの線）から1.0m以上とする。</p> <p>2 近隣商業地域の区域を除き、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする（ただし、都市計画道路に面する敷地は0.5m以上とする。）。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものには、同項の規定を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (3) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの <p>4 区画道路、生活中心道路又は都市計画道路が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが2.0mとなる線以上後退させるものとする（以下、この項に定める壁面後退区域を「隅切り区域」という。）。</p> <p>5 前項までの規定は、調布都市計画道路事業3・4・16号線和泉多摩川藤塚線に伴う建築物の増築、改築、減築、修繕及び模様替えの場合には適用しない。</p>	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、区画道路の道路境界線（道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の場合は、その中心線からの水平距離2.0mの線）から1.0m以上とする。</p> <p>2 区画道路、生活中心道路又は都市計画道路が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが2.0mとなる線以上後退させるものとする（以下、この項に定める壁面後退区域を「隅切り区域」という。）。</p> <p>3 前項までの規定は、調布都市計画道路事業3・4・16号線和泉多摩川藤塚線に伴う建築物の増築、改築、減築、修繕及び模様替えの場合には適用しない。</p>
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>1 壁面後退区域のうち、隅切り区域については、門、塀、フェンス等の工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電柱等公共公益上必要なもの (2) 街路灯等の交通安全上必要なもの (3) その他、景観等支障がないと市長が特に認めるもの <p>2 前項の規定は、調布都市計画道路事業3・4・16号線和泉多摩川藤塚線に伴う工作物の築造の場合には適用しない。</p>	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱並びに工作物の色彩は、街並みと調和した落ち着いた色調とし、狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定に適合するものとする。</p> <p>2 屋外広告物等を設置する場合には、狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定により、周囲の景観に配慮するよう、形態及び設置場所に留意したものとする。</p>	
	垣又は柵の構造の制限	<p>1 道路に面して設ける垣又は柵の構造は、地盤面からの高さが1.8m以下で生け垣又は透過性を有するフェンスとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 垣又は柵の基礎の部分のうち、地盤面からの高さが0.6m以下のブロック又はこれに類するもの (2) 門柱の袖壁の幅が2.0m以内の部分 (3) 隣地のプライバシー等への配慮を目的として設ける柵で、ブロック塀その他これに類するものではないもの <p>2 前項の規定は、調布都市計画道路事業3・4・16号線和泉多摩川藤塚線に伴う工作物の築造の場合には適用しない。</p>	

地区整備計画	<p>土地の利用に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 建築行為を行う場合は、敷地内の緑化、建築物の屋上及び壁面の緑化に努める。2 敷地内に既存樹木がある場合は、建築行為等に際して極力保全するよう努める。
--------	--

「区域、地区の区分及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

理由：都市計画道路の整備に併せ、街路沿道の景観形成、地域の防災性向上、良好な居住機能及び地域の日常生活を支える都市機能の充実を図るため、地区計画を決定する。

調布都市計画地区計画
岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画 総括図 [狛江市決定]

狛江市都市計画図

令和五年三月作成

凡 例

用途地域・建蔽率・容積率・高度地区・防火指定・日影規制

地域種別	用 途 地 域	図中記号	建蔽率	容積率	高 度 地 区	防 火・準防火地域	日 影 規 制			
							規制される建築物種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲	
第一種低居住専用地域		(30) ※1	40	80	第一種高度地区	指 定 な し	(一)	3時間以上	2時間以上	
		(30) ※1	50	100			(二)	4時間以上	2.5時間以上	
		(30) ※2	50	150					1.5m	
第一種中高居住専用地域		(30) ※2	60	200	20m第一種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上
		(30) ※2	60	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域		(一)	3時間以上	4m
第二種中高居住専用地域		(30) ※2	60	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	4m
		(30) ※2	60	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域		(30) ※2	60	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	4m
		(30) ※2	80	200	第二種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	4m
近隣商業地域		(30) ※2	80	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域		(一)	4時間以上	4m
		(30) ※2	80	200	30m第二種高度地区	準 防 火 地 域		(一)	5時間以上	4m
		(30) ※3	80	200	防 火 地 域					
商業地域		(30) ※3	80	300	第三種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(二)	5時間以上	3時間以上
		(30) ※3	80	300	防 火 地 域					
準工業地域		(30) ※3	60	400	防 火 地 域					
		(30) ※3	60	200	25m第二種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上
		(30) ※3	60	300	第三種高度地区	準 防 火 地 域	高さが10mを超える建築物	(二)	5時間以上	4m

容積率
建蔽率
高さ地区
例: 25-2 → 25m第二種高度地区
2 → 第二種高度地区

80
40
100 ← 敷地面積の最低限度(m²)

※1. 高さの制限は10mです。
※2. 高さの制限は12mです。
※3. 建築基準法第22条に基づき、必要に応じ屋根の不燃化を図る。

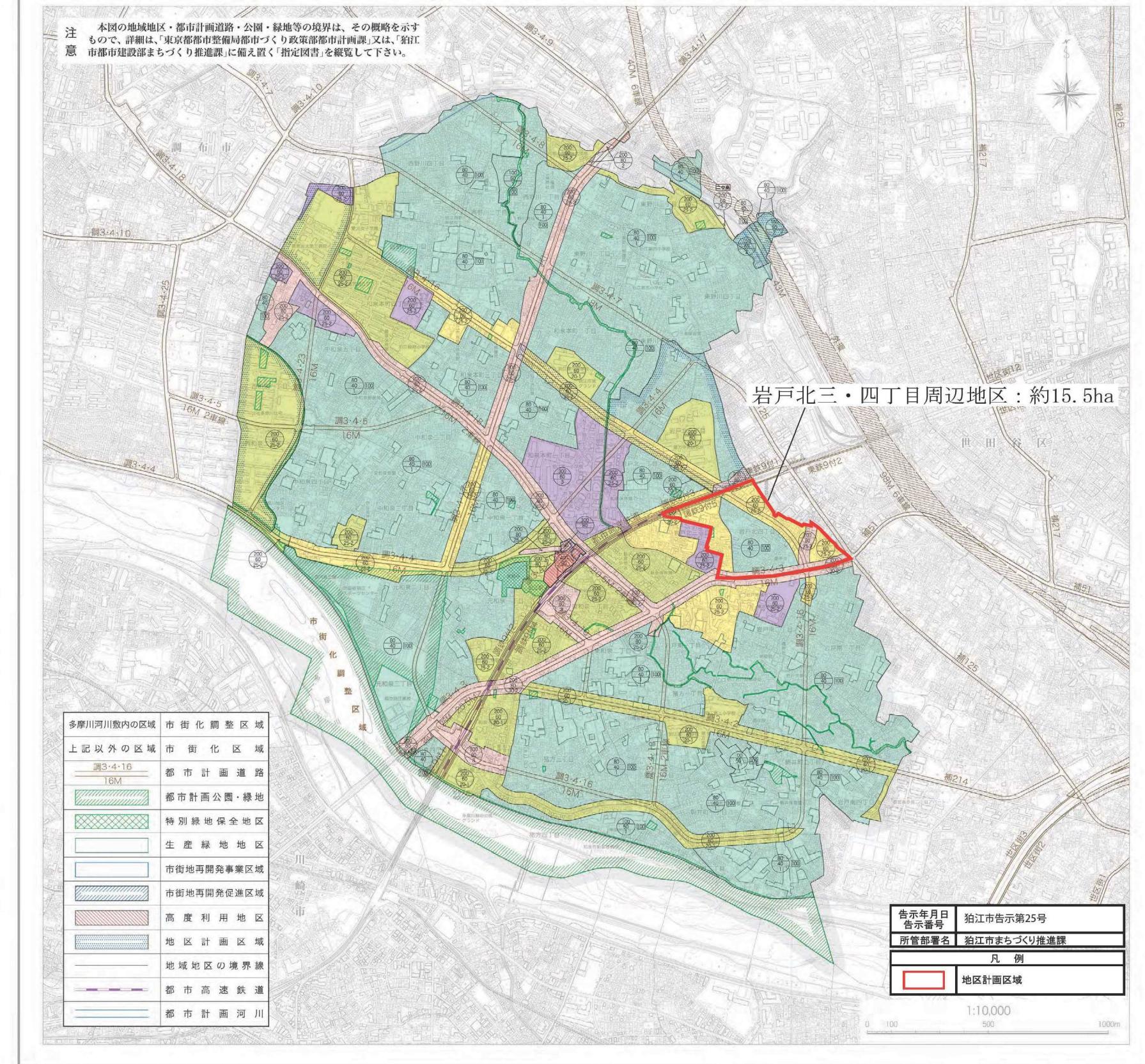
高 度 地 区

建築物の高さの最高限度	
第一種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。注: 建築物が隣接する複数の面にわたる場合は、当該複数の面のうち最も高い面の高さをもって算定する。
第二種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。注: 建築物が隣接する複数の面にわたる場合は、当該複数の面のうち最も高い面の高さをもって算定する。
第三種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。注: 建築物が隣接する複数の面にわたる場合は、当該複数の面のうち最も高い面の高さをもって算定する。
20m第一種高度地区	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。 2 通路の地盤面からの高さ(以下「絶対高さ」という。)は2メートル未満のもの以下とする。
25m第二種高度地区	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。注: 建築物が隣接する複数の面にわたる場合は、当該複数の面のうち最も高い面の高さをもって算定する。
30m第二種高度地区	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の対面側の境界線又は隣接境界までの真北方向の水平距離の1.25倍にメートルを加えたもの以下とする。 2 絶対高さは、30メートル以下とする。

※種別の告示番号及び告示年月日の詳細は、裏面をご覧ください。

関 係 告 示

種 别	告 示 番 号	最 終 告 示 年 月 日
都 市 計 画 区 域	内務省告示第599号	昭和14年12月23日
市 街 化 区 域 お よ び 市 街 化 調 整 区 域	東京都告示第1059号	平成16年6月24日
用 途 地 域	狛江市告示第63号	平成31年3月1日
防 火・準 防 火 地 域	狛江市告示第124号	平成30年3月30日
高 度 地 区	狛江市告示第64号	平成31年3月1日
市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	東京都告示第356号	平成4年3月27日
市 街 地 再 開 発 促 進 区 域	狛江市告示第67号	平成3年2月28日
高 度 利 用 地 区	狛江市告示第68号	平成3年2月28日
都 市 計 画 道 路	東京都告示第665号	平成元年6月16日
都 市 高 速 鉄 道	東京都告示第346号	昭和60年3月26日
同 付 属 街 路	狛江市告示第41号	昭和62年8月13日
都 市 計 画 公 園	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
都 市 計 画 緑 地	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
特 別 緑 地 保 全 地 区	東京都告示第895号	昭和62年8月13日
日 影 規 制	東京都条例第41号	平成8年5月31日(施行)
都 市 計 画 駐 車 場	狛江市告示第93号	平成4年12月25日
生 産 緑 地 地 区	狛江市告示第291号	令和4年10月20日
地 区 計 画	狛江市告示第197号	令和4年7月7日



この地図は、東京都知事の承認を受けた、東京都認可2,800分の1地形図を用いて作成したものである。(東京都告示第253号、令和4年12月20日)

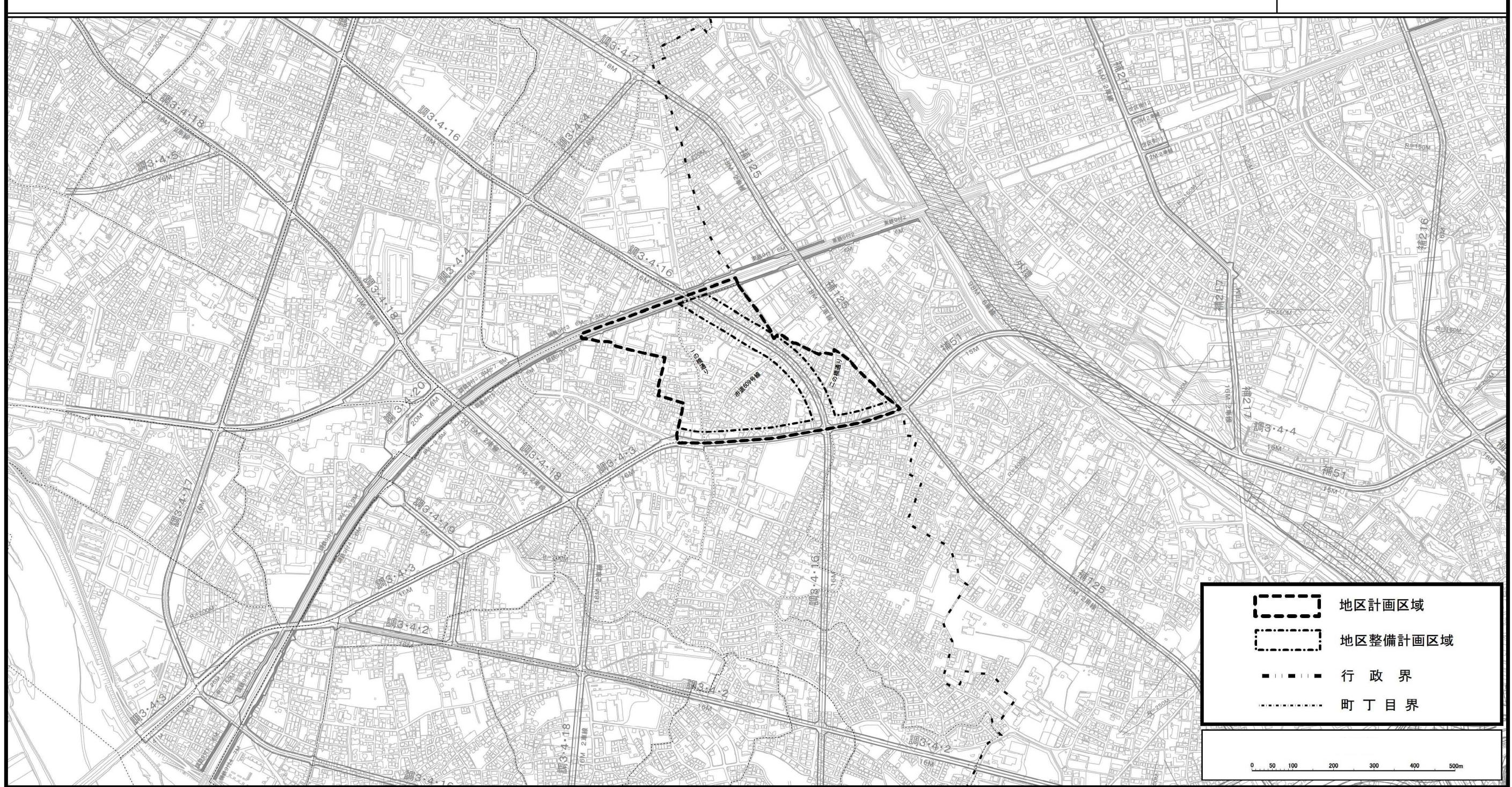
(東京都告示) A 都市基幹部第253号、令和4年12月20日

川崎市の承認を得て開港免行の都由計画本部を設立したものです。

東京都告示第253号

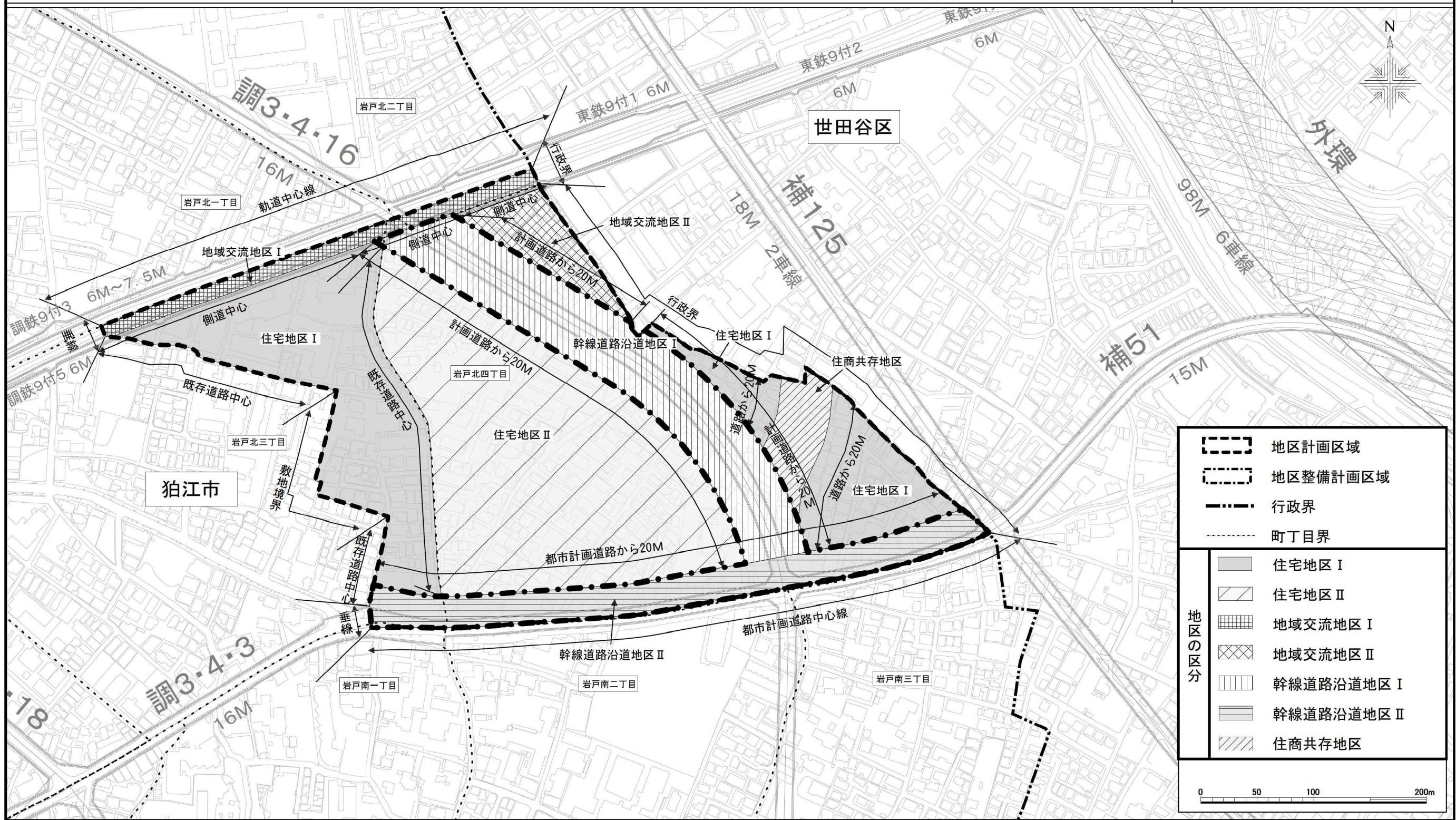
狛江市役所

調布都市計画地区計画
岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画 位置図 [狛江市決定]



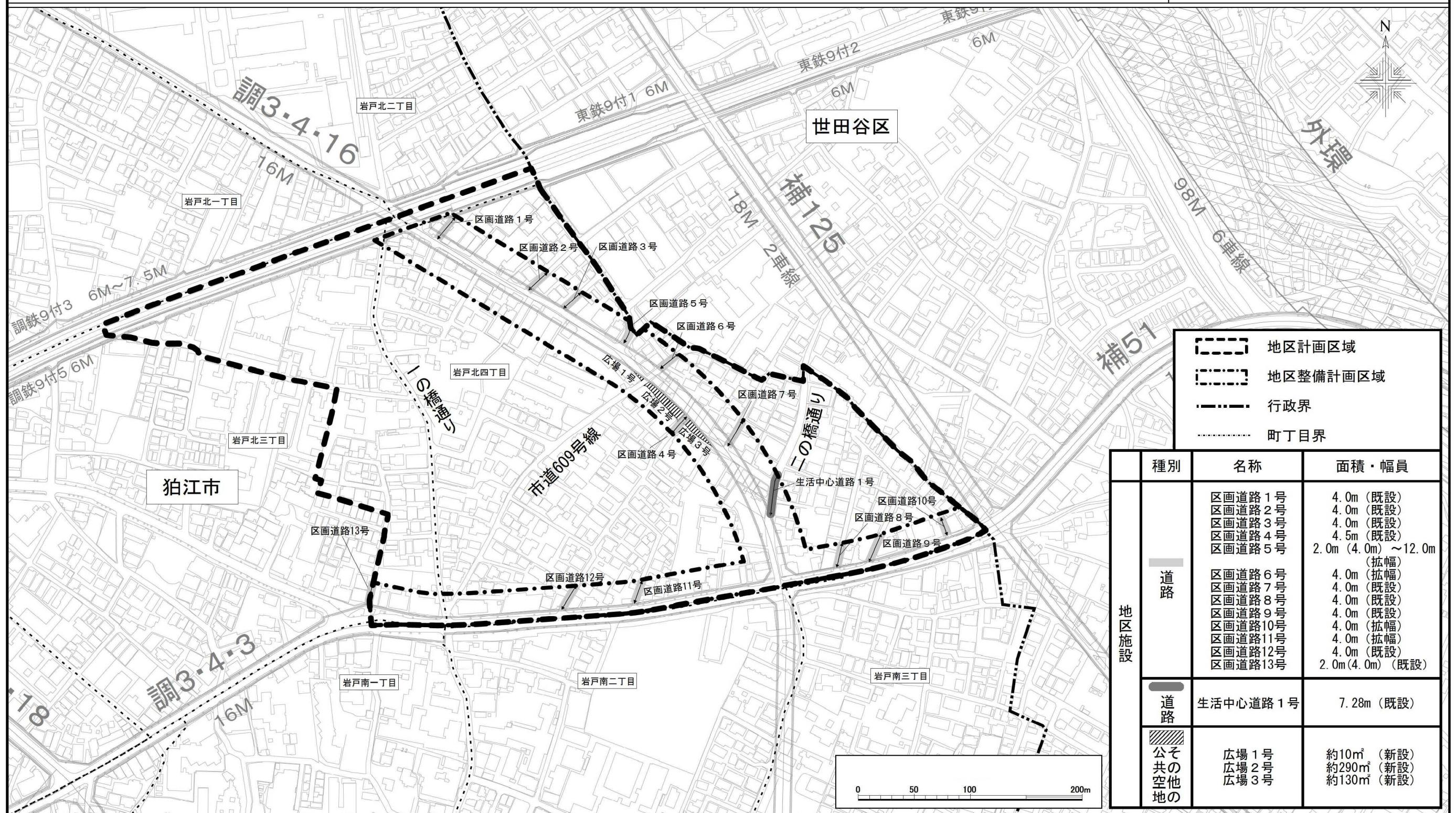
(承認番号) 5都市基街都第69号 令和5年5月30日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 5都市基交著第18号

調布都市計画地区計画
岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画 計画図1 [狛江市決定]



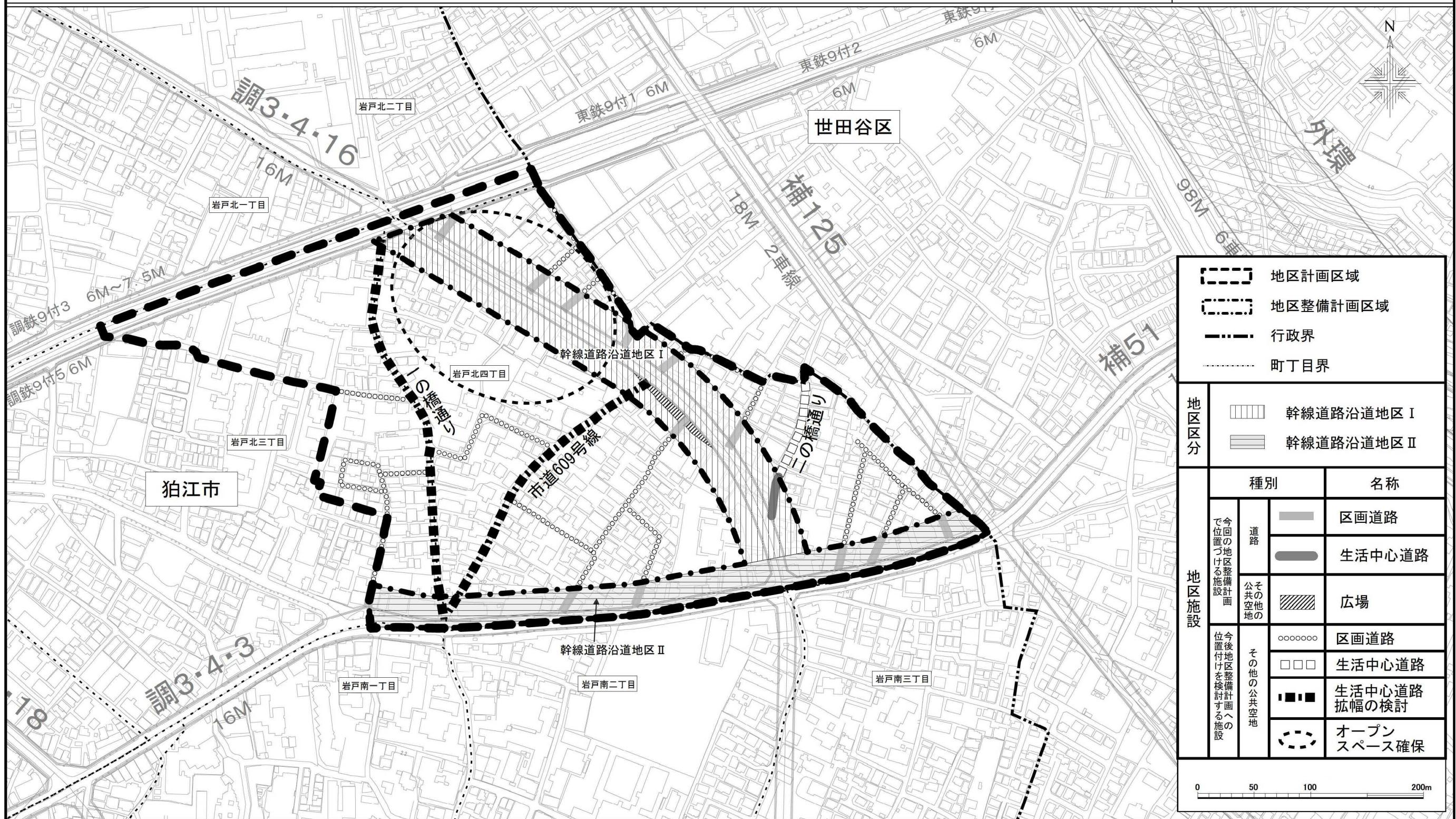
(承認番号) 5都市基街都第69号、令和5年5月30日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 5都市基交著第18号

調布都市計画地区計画
岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画 計画図2 [狛江市決定]



(承認番号) 5都市基街都第69号、令和5年5月30日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 5都市基交著第18号

調布都市計画地区計画
岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画 方針附図 [狛江市決定]



(承認番号) 5都市基街都第69号、令和5年5月30日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 5都市基交著第18号